

令和7年稲敷市農業委員会第10回総会

〔10月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第5条（届出）
日程 5 報告第4号 農地法第18条（通知）
日程 6 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 7 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 8 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 9 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
-

出席委員

1番	吉田武君	12番	遠藤一行君
2番	篠崎文夫君	13番	足立久美子君
3番	黒澤克巳君	14番	内田和新君
4番	山口幸一君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君
7番	篠崎惣壽君	17番	坂本富男君
8番	村松清美君	18番	川島昇君
9番	坂本和夫君	19番	根本脩君
10番	村山文雄君		
11番	墳本典勇君		

欠 席 委 員

5 番 永 野 修 君

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 島 臣 哉 君

農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐 宮 本 祐 司 君

農 業 委 員 会 事 務 局 係 長 坂 本 証 君

農 業 委 員 会 事 務 局 主 査 久 保 田 健 夫 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和7年10月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。欠席委員は、5番永野修委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん12名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は4番山口幸一委員、6番宮本信夫委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。
議案書1ページをお開き願います。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届け出2件でございます。

申請番号1番 境島字川脇、田1筆、1, 181㎡

申請番号2番 境島字萩原、田7筆、6, 937㎡

この届出は、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから10ページまでの11件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第5条（届出）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第5条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第5条（届出）」について報告いたします。

議案書11ページでございます。農地法第5条第1項第7号の規定に基づく、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用のための届け出1件でございます。申請番号1番、江戸崎字道城沖、畑1筆、1, 001㎡について、受人が太陽光発電施設用地として利用するものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 報告第4号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第4号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第4号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書12ページの2件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったもので、双方からの合意解約によるものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程6 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。

なお、申請番号19番から28番につきましては、関連する案件がありますので、議案第2号で一括して審議いたします。申請番号13番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に、川島委員が該当いたします。申請番号1番から12番、14番から18番の採決終了後、申請番号13番を議題といたします。その際に18番川島委員の退室を求めます。申請番号1番から12番、14番から18番について、事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 13ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転7件、贈与による所有権移転2件、賃貸借権の設定9件でございます。

申請番号1番 浮島字寄縄原、畑1筆、1,262㎡についてでございますが、受人の自宅から近く耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 南太田字下、田1筆、1,619㎡についてでございますが、受人の自作地に隣接しており耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号3番 鳩崎字内越、他2地区、田2筆、畑1筆、5,185㎡についてでございますが、受人が新規に農業を始めるために譲り受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号4番 犬塚字狐バサマ、畑1筆、21,169㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号5番 結佐字流作、他1地区、畑2筆、437㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号6番 佐倉字佐倉原、畑1筆、2,688.66㎡

申請番号7番 佐倉字佐倉原、畑1筆、388.92㎡

申請番号8番 柏木字天神前、畑1筆、1,018.87㎡

申請番号9番 柏木字天神前、畑1筆、1,466.77㎡

申請番号10番 柏木字天神前、畑1筆、1,004.76㎡

申請番号11番 柏木字天神前、畑1筆、293.93㎡についてでございますが、受人が賃貸借権を更新するものでございます。

申請番号12番 犬塚字稲干場、畑1筆、4,886㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号14番 堀川字舟戸、田1筆、1,061㎡についてでございますが、耕作に便利な農地と交換するものでございます。

申請番号15番 月出里字下林、畑1筆、4,564㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号16番 月出里字下林、畑1筆、2,949㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号17番 境島字川脇、田1筆、1,181㎡

申請番号18番 境島字萩原、田7筆、6,937㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号1番から12番、14番から18番の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。申請番号1番について、報告いたします。

10月6日に小貫推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台、軽トラック3台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号2番について報告いたします。

去る7日に松田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番、4番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。申請番号3番について、報告いたします。

10月4日に山口推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受

人は新規に営農を開始するために農地を取得する予定であります。耕作予定作物は、水稻、ミカン等を作る農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機、コンバインは親戚所有の機械を借りて使用する予定です。農作業従事日数は150日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号4番について、報告いたします。

10月4日に清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、耕運機3台、2トントラック6台、堀取エンジンポンプ15台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数320日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。申請番号5番について、報告いたします。

10月4日に風間推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であり、農業法人の代表取締役であります。農地の所有適格法人の要件を満たしております。農機具等の所有状況は、トラクター4台、田植機1台、コンバイン3台、乾燥機3台、トラック3台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番から12番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。申請番号6番から11番について、報告いたします。

去る7日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に太陽光発電事業および農業を営んでいる法人であります。農機具等の所有状況は、トラクター2台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数150日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号12番について、報告いたします。

去る7日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

受人は主に水稻、サツマイモを栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター2台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数150日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号14番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。申請番号14番について、報告いたします。

10月6日に松田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数300日。調

査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号15番、16番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。申請番号15番、16番について、報告いたします。

10月4日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に牧草で大麦を栽培している牧場経営者であります。農機具等の所有状況は、トラクターはリースで、トラック1台を所有しております。農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号17番、18番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から12番、14番から18番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号13番を議題といたします。

申請番号13番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に、川島委員が該当いたしますので、18番川島委員の退室を求めます。

（川島委員退室）

申請番号13番について、事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 15ページをお開き願います。

贈与による所有権移転1件でございます。

申請番号13番 太田字中曾根、田2筆、1,603㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため譲り受けるものでございます。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号13番の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号13番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。申請番号13番について、報告いたします。

10月6日に松田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機

1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号13番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。それでは、18番川島委員の入室を認めます。

（川島委員入室）

日程7 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。

申請番号15番から20番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号1番から14番について事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 15ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字馬場、畑1筆、720㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を雑種地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。600Wパネル148枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号2番 下太田字池下、畑1筆、532㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、外構工事業を営む個人事業主であり、千葉県から申請地隣地に居所及び事務所を移すにあたり、転居前に使用していた資材置場では遠方であり、事業に支障をきたすところから、新たに資材置場用地を求めらるるものであります。転用目的は外構資材置場、車両置場となっております。

申請番号3番 小野字三島、畑3筆、2,458㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。650Wパネル640枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号4番、5番につきましては、同一事業で権利種別が所有権移転および賃借権でわかれているものであり、一括での説明といたします。上根本字上別府下、畑2筆、365㎡についてですが、市街

化調整区域、土地改良区域外で10ha以上の広がりのある農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は申請地隣地で卸業を営む法人であります。事業拡大に伴い、資材置場及び荷捌き場が不足したため、申請に及んだものであります。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第35条第1項第5号、既存の施設の拡張に該当します。

申請番号6番 上根本字西ノ台、外1地区、畑4筆、911㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。635Wパネル149枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号7番 下根本字西ノ台、畑1筆、1,076㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。635Wパネル149枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号8番 押砂字ミヨ添、畑1筆、323㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を雑種地や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。申請人は申請地隣地で機械部品の加工業を営んでおり、以前より当該地を駐車場用地として利用していたため、今回は正追認の申請に及んだものであり、始末書も提出されております。

申請番号9番 高田字東入、畑1筆、1,021㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号10番 上君山字清原台、畑1筆、1,349㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号11番 下君山字羽黒下、畑1筆、560㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。申請人は主に県南地区でコンビニエンスストアを展開する小売事業者であります。新規出店するにあたり、集客を望め、駐車場等の十分な面積を確保できる場所として申請に及んだものであります。転用目的は店舗用地、軽量鉄骨造平屋建、1棟222.73㎡。取水は上水道。汚水、雑排水は下水道に放流する計画で、開発等の申請も行っております。

申請番号12番 江戸崎字豆薬師、畑1筆、338㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。645Wパネル172枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号13番 堀川字舟戸、田1筆、1,635㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で10ha以上の広がりのある農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、申請地付近で農業を営む法人であり、現在使用している作業場が老朽化し、また、今後の規模拡大に備え、

作業場を新設するものであります。転用計画は作業場、駐車スペース等となっております。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行令第11条第2項イ、農業用施設に該当します。

申請番号14番 月出里字花指、畑1筆、2, 328㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

これで議案第2号、申請番号1番から14番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番について、去る8日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番、3番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。

申請番号2番、3番について、去る7日、松田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、申請番号2番については資材置場用地、申請番号3番については太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番から7番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。

申請番号4番から7番について、去る7日、油原推進委員と野村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、申請番号4番、5番については資材置場用地、申請番号6番、7番については太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。

申請番号8番について、去る8日、木内推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであ

ります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号9番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。

申請番号9番について、去る7日、藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号10番、11番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。

申請番号10番、11番について、去る6日、岡野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、申請番号10番については太陽光発電施設用地として、申請番号11番については店舗用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号12番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号12番について、去る7日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号13番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号13番について、去る7日、松田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号14番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号14番について、去る7日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書の

とおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

墳本典勇君

○11番（墳本典勇君）太陽光発電施設の面積とパネルの枚数が統一されていないと思うのですが、面積とパネルの枚数は会社によって違うものなんですか。

○農業委員会事務局（坂本証君）案件により、駐車スペースやメンテナンススペースを確保することがあります。また、農地以外の土地も併せて設置することがありますので、農地面積に対して枚数に違いが出てくることがあります。

○11番（墳本典勇君）発電施設と面積が効率よく使われているのか疑問に思ったので質問しました。

○農業委員会事務局（坂本証君）あまりにも農地を無駄に使っているのであれば不許可になることがあるかと思いますが、今回の案件ではそこまで無駄に使っているものは無いのかと思われます。

○11番（墳本典勇君）面積に対する施設の割合や枚数の基準は無いのですか。

○農業委員会事務局（坂本証君）明確な基準は農地法上ありません。

○議長（根本 脩君）そのほかにはありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」申請番号1番から14番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第1号 申請番号19番から28番、議案第2号 申請番号15番から20番について、所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 17ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号19番、浮島字神落、田1筆、1, 102㎡

申請番号20番 江戸崎字小角、畑1筆、2, 486. 55㎡

申請番号21番 江戸崎字小角、畑1筆、2, 423. 54㎡

申請番号22番 江戸崎字小角、畑1筆、1, 945. 52㎡

申請番号23番 佐倉字佐倉原、畑1筆、17㎡

申請番号24番 佐倉字佐倉原、畑1筆、785㎡

申請番号25番 柏木字天神前、畑1筆、622㎡

申請番号26番 柏木字天神前、畑1筆、156㎡

申請番号27番 柏木字天神前、畑1筆、435㎡

申請番号28番 柏木字天神前、畑1筆、144㎡

次に23ページをお開き願います。

議案第2号 申請番号15番、浮島字神落、田1筆、0.31㎡

申請番号16番 柏木字天神前、畑4筆、0.67㎡

申請番号17番 江戸崎字小角、畑1筆、0.45㎡

申請番号18番 江戸崎字小角、畑1筆、0.46㎡

申請番号19番 江戸崎字小角、畑1筆、0.48㎡

申請番号20番 佐倉字佐倉原、畑2筆、0.42㎡についてですが、営農型太陽光発電施設として3年前に許可を受け、パネル設置のための支柱部分を一時的に転用していたものの期間延長のため再申請するものでございます。申請番号15番、17番、18番、19番についてはブルーベリー。申請番号16番についてはサツマイモ、申請番号20番については榊、栗を下部農地で栽培するものでございます。転用期間は令和10年10月9日までの3年間で、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上、議案第1号、申請番号19番から28番、議案第2号、申請番号15番から20番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号、申請番号19番、議案第2号、申請番号15番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。

議案第1号、申請番号19番及び議案第2号、申請番号15番の営農型太陽光発電について、去る8日、宮本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

議案第1号、申請番号20番から24番、議案第2号、申請番号17番から20番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

議案第1号、申請番号20番から24番および議案第2号、申請番号17番から20番、営農型太陽光発電について、去る7日、清原推進委員と坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

議案第1号、申請番号25番から28番、議案第2号、申請番号16番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○16番（飯塚治正君） 16番飯塚です。

議案第1号、申請番号25番から28番および議案第2号、申請番号16番、営農型太陽光発電について、去る8日、鈴木推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

村山文雄君

○10番（村山文雄君） 営農型太陽光発電は、営農が主なのか太陽光が主なのかどっちなのか。作物によっては収穫まで期間がかかると思うが、どうなのでしょう。栗なんかは下部でできるのか。

○農業委員会事務局（坂本証君） 令和6年から下部農地の考え方が変わりまして、パネル直下だけでなく、その周りも営農することが義務付けられました。申請番号20番ではパネル直下で榊を栽培し、その周辺では栗を栽培する計画となっております。

○議長（根本 脩君） よろしいでしょうか。そのほかにはございませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、申請番号19番から28番、議案第2号、申請番号15番から20番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 25ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付8件でございます。

申請番号1番 神宮寺字馬場尻、畑1筆、702㎡

申請番号2番 神宮寺字馬場尻、畑2筆、1,404㎡

申請番号3番 伊佐津字富士台、畑1筆、236㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号4番 結佐字流作、畑2筆、448㎡についてですが、昭和50年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、昭和59年12月19日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号5番 四ツ谷字上割、畑1筆、623㎡についてですが、昭和48年頃から宅地として使用しており、撮影年月日、平成6年11月4日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号6番 月出里字上ノ田、田1筆、811㎡

申請番号7番 月出里字花指、田1筆、1,149㎡

申請番号8番 月出里字花指、田1筆、1,143㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番、2番について、去る8日、飯塚委員と田仲推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。

申請番号3番について、去る8日、遠藤委員と松田推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番、5番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○16番（坂本富男君） 16番坂本です。

申請番号4番、5番について、去る8日、村松委員と風間推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号4番については昭和50年頃から、申請番号5番については昭和48年頃から宅地として使用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番から8番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号6番から8番について、去る7日、宮本委員と古渡推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号9番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号9番について、去る7日、川島委員と海老原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、平成11年以前から駐車場として使用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程9 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 28ページをお開き願います。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が2件、2筆、2,842㎡、期間満了に伴う更新が52件、200筆、326,476㎡となっております。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和7年10月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
大変御苦労さまでございました。

午後3時05分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

4 番 委 員 山 口 幸 一

6 番 委 員 宮 本 信 夫